

令和元年10月30日

上富田町指定給水装置工事事業者 各位

上富田町長 奥田 誠
(公印省略)

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について (通知)

平素より、当町水道行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。これにより、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、当町指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期については、法令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願いいたします。

必要とする提出書類等は、現時点では下記のとおりで予定しております。

記

1 有効期間及び初回更新の受付期間

※ 初回の更新手続き(受付期間等)については、当町上下水道課より事前に通知をいたします。

当町より指定を受けた日(注)	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

注) 「指定を受けた日」とは、変更等による新たな事業者証の発行日ではなく、当初の指定日(当初の事業者証の発行日)。

2 申請時に必要な提出書類等(予定)

(1) 当初指定登録の申請時と同じ提出書類一式

※ただし、当初指定登録時と変更が無ければ「間取りがわかる平面図・写真(内部含む)」は不要

(2) 既に発行済みの「上富田町指定給水装置工事事業者証」の原本

(3) 下記「3」の4項目(①～④)の状況及び公表の可否の意向が確認できる書類

(4) 更新手数料 5,000円(指定更新の決定後)

3 上富田町が確認する項目等(給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について)

※下記の4項目の状況、及び公表の可否の意向が確認できる書類の提出が必要となります。

原則として、当課が指定する『確認書((確認用)様式(1-1～1-3))』(指定登録・更新時確認書一式)により、記名・押印のうえ、提出してください。

【確認する内容 [提出書類]】

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況 [(確認用)様式1-1、受講証明書類(受講証等)]
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等) [(確認用)様式1-1]
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況 [(確認用)様式1-2、受講証明書類(受講証等)]
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況 [(確認用)様式1-3]

【お問い合わせ先】 〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地 上富田町役場 上下水道課
TEL: 0739-47-0550 (代)、FAX: 0739-47-4005 (代)